

## 清瀬市男女共同参画センター「アイレック」開設 30 周年記念事業「アイレックロゴマーク募集」募集要項

### 1 基本方針

本事業は、清瀬市男女共同参画センター（以下、アイレックという。）開設 30 周年を記念し、男女共同参画に関する取組について。次世代（子どもや若者）が主体的に参加する機会として、アイレックの親しみや愛着を深めることを目的にロゴマークを募集します。

### 2 募集内容

アイレックの親しみや愛着を深め、男女共同参画をイメージできるデザイン

### 3 応募資格

下記の（１）及び（２）の条件に該当する方

- （１）清瀬市在住、在学、在勤の中学生から 25 歳未満の方
- （２）清瀬市男女共同参画センター設置の主旨を理解している方

### 4 応募点数

1 人（1 グループ）1 回までとする。

### 5 募集締切

令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時必着

### 6 応募方法

応募にあたっては、作品データの提出のほか、必要事項（応募者の氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス・作品の説明文）を入力してください。

#### 応募フォーム

以下の URL にアクセスし、ページ内の専用応募フォームから応募（作品データの提出及び必要事項の入力）してください。

<URL><https://logoform.jp/form/QzsJ/1057311>

また、デザインについては、以下の点についても考慮してください。

- （１）イラスト、書、版画、グラフィックデザイン等、デザイン手法は問いませんが、応募にあたってはデジタルデータにてご提出ください。
- （２）デザインは、縦横比 1 : 1 程度とし、色数は自由ですが、フルカラー、単色、モノクロでの使用することも踏まえデザインしてください。

- (3) ファイル形式は jpg、jpeg、png としてください。
- (4) ファイル容量は 5MB 程度としてください。
- (5) 解像度は 350dpi 程度としてください。

## 7 選考

応募された作品は、清瀬市男女共同参画センター「アイレック」30周年記念事業「アイレックロゴマーク募集」選考会で審査し、最優秀賞1作品（以下、採用作品という。）を選考します。選考方法は別に定めます。

※選考結果は、公平な決定による最終的なものであり、見直しの請求を行えないことに同意した上で応募してください。

## 8 結果発表

採用作品の作者本人に、令和7年11月下旬（予定）に通知します。12月6日（土）に開催される人権週間記念講座にて表彰式を行います。その後、市ホームページや広報紙等にて発表します。

なお、当該発表をもって採用作品の作者以外の応募者への結果通知に代えさせていただきますのでご了承ください。

## 9 ロゴマークの活用

- (1) 採用作品は、清瀬市男女共同参画センター事業のチラシ等各種印刷物や SNS 等での広報に活用します。またアイレックに掲示します。
- (2) 採用作品を活用するに当たって、デザインや色彩等を補正・修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。単色・モノクロでの使用や拡大・縮小しての使用などをする場合があります。
- (3) 事業の周知など、清瀬市が許可した団体等に採用作品の使用を認める場合があります。

## 10 個人情報の取扱い

応募に際してご提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。これらに記載されている個人情報は正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

ただし、採用作品の作者の氏名及び年齢を公表することがあります。

## 11 その他留意事項

- (1) 第三者の著作権、商標権、その他法律上の保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品を応募してください。
- (2) 応募された作品の著作権、商標化権、使用权、商標権その他一切の権利は無料譲渡するものとし、清瀬市に帰属するものとします。またその使用に関して著作者は著作者人格権

を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。

(3) 応募作品は提出後に修正することはできません。

(4) 応募いただいたデータ等は返却しません。

(5) 選考過程や選考結果に関する問い合わせには一切応じられません。

(6) 作品の応募に関わる費用については、応募者の負担とします。

(7) 未成年の方は親権者の同意が必要となります。

(8) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、または第三者の知的財産の侵害となる場合等、法令または本募集要項に反する場合は、結果発表後であっても応募を無効とすることがあります。

(9) 政治的、宗教的なデザインや法令及び公序良俗に反しているものは選考の対象から除外します。

(10) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。清瀬市では一切責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、清瀬市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(11) AI（人工知能）によって生成されたデザインは、著作権侵害等、著作権の問題が生じる可能性があるため、AI 生成画像の応募は不可とします。

(12) 受賞作品の使用にあたっては、必要に応じてデザインや色彩などの一部を変更する場合があります。

(13) 本規定に取り決めのない事項については、清瀬市の判断により決定します。

(14) 応募をもって本募集要項に同意したものとみなします。

## 1.2 問合せ先

東京都清瀬市元町 1-2-11 市民協働プラザ 4 階

清瀬市男女共同参画センタージェンダー平等推進係

電話：042-495-7002